

報告第4号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和6年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区阿佐谷北 一丁目所在 法人	事故日：令和5年2月28日 場 所：杉並区阿佐谷北一丁目 ・杉並区立阿佐谷中央公園の樹木 の根が、隣地敷地内に侵入し建物 の埋設配管設備に損傷を与えた。 (都市整備部)	1,641,750円
			令和5年11月16日
2	港区港南 一丁目所在 法人	支 払 日：令和5年10月19日 支払期限：令和5年10月2日 ・令和5年8月分の携帯電話使用 料の支払い遅延により、損害を与 えた。 (杉並保健所)	21円
			令和5年11月22日

3	静岡県焼津市藤守 2292所在 法人	事故日：令和5年11月9日 場 所：杉並区南荻窪一丁目	367,378円
		・信号待ちをしている車両に追突し、玉突き事故を発生させ、前方に停車中の車両に損傷を与えた。 (危機管理室)	令和5年12月11日
4	杉並区成田西 一丁目在住 個人	事故日：令和5年11月21日 場 所：杉並区成田西一丁目	82,060円
		・成田保育園の園児が、園庭から石を投げ、隣家の窓ガラスに損傷を与えた。 (子ども家庭部)	令和5年12月14日
5	杉並区上井草 三丁目在住 個人	事故日：令和5年5月4日 場 所：杉並区清水三丁目	189,450円
		・ごみ収集作業中、清掃車両で十字路に進入したところ、右から直進してきた相手方自転車と接触し、破損させた。 (環境部)	令和5年12月20日